

山王海

みどり さんとうかい
水土里ネット山王海

広報 第139号
発行 令和8年4月1日

改良区の概要

受益面積	3,775ha
組合員数	2,104名



～豊かな水を求めて～

昭和53年竣工 稻荷頭首工（改修前）
令和8年度改修工事予定

《令和8年3月23日撮影》

通常総代会挨拶



山海土地改良区

理事長 大沼義広

令和七年度山海土地改良区通常総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日の総代会には、東北農政局山海葛丸農業水利事業所藤田所長様を始め、御来賓の皆様方には年度末で公務多忙のところ、御臨席を賜り誠にありがとうございます。皆様方には常日頃より当地改良区の事業運営全般に對しまして、特段の御支援と御指導を賜っておりますことに、衷心より感謝を申し上げます。次第であります。

また、総代各位におかれましては、何かと御多忙のところ御出席いただきありがとうございます。日頃から当地改良区の事業運営と事業推進に、多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

特に昨年の灌漑期間中は高温の日が続き、加えて降雨量が少なかった事により、両ダムとも渇水状態となり、改良区としては、両ダムが完成し運用してから、初めて約一か月間の大規模な幹線番水を実施させて頂きました。更に、山海ダムから葛丸

ダムへの取水量についても、水利権総量の増量を東北農政局山海葛丸農業水利事業所にお願ひし、河川管理者である東北地方整備局と協議をして増量許可を頂き、対応して参りました。

期間中、皆様方には、水管理に大変なご苦労と御心配をおかけしましたが、皆様方の御理解、御協力のおかげで、灌漑期間を無事に終了する事が出来ましたことに衷心より感謝申し上げます。

現在進めております国県営の事業であります。国営かんがい排水事業「山海葛丸地区」につきましては令和八年度の概算要求額九億二千万円を要求しており、既に確定しております令和七年度補正予算額三億二千万円を合わせ、令和八年度は十二億四千万円の予算で工事、業務等を実施予定であります。主な工事は、昨年に引き続き山海ダムの小水力発電施設制作据付工事、頭首工関係では、稲荷頭首工改修工事

及びゲート設備改修工事、用水路関係では、稲荷幹線用水路と南幹線用水路の改修工事等を行う予定でございます。

県営事業の石鳥谷西部地区農業競争力強化基盤整備事業につきましては、令和六年度着工の大興寺地区が、令和八年度概算要求額四千五百万円と令和七年度補正予算額九千万円を合わせて一億三千五百万円の予算で外周測量及び実施設計業務を進めて行く予定となります。

令和七年十月に事業採択となりました大瀬川地区は、令和八年度概算要求額三千六百万円と令和七年度補正予算額一億四千万円を合わせて一億七千六百万円の予算で外周測量等を進めて行く予定となります。

調査地区実施中の北寺林八幡地区は、令和八年度概算要求額一千万円で計画検討、埋蔵文化財発掘調査等を進めていく予定となります。

上口好地地区につきましては、令和七年度に調査地区

採択となり、令和八年度概算要求額一千二百万円で現況調査、計画検討等の業務が行われていく予定となります。

本日、ご提案申し上げます。土地改良法の一部が改正されたことに伴い、定款の一部を改正するもの、次期役員改選時に員外理事を登用する為の定款の一部改正及び四月から事務局見直しに必要な案件等を、お願いするものでございます。

どうか全議案が慎重審議の上、原案どおり満場をもって御決定いただきませうようお願い申し上げます。

最後に、厳しい農業情勢ではあります。役員が一丸となり、組合員の皆様方の負託にえられるよう一層努力して参りたいと思っております。皆様方の御支援と御協力を、賜りますようお願い申し上げます。

着任のご挨拶



東北農政局
山海葛丸農業水利事業所

所長 工藤 淳

令和八年四月一日付けで、東北農政局山海葛丸農業水利事業所長を拝命いたしました。工藤と申します。前職では、東北農政局農村振興部農地整備課長として農地整備事業や多面的機能支払交付金等の業務を担当してまいりました。また、係長時代には馬淵川沿岸農業水利事業所（一戸町）に勤務した経験があり、岩手県内の事業所勤務は今回で二度目になります。歴史と実績を有する山海葛丸地区の事業を担う所長という重責を仰せつかり、身が引き締まる思いでございます。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

山海土地改良区の組合員並びに役職員の皆様方には、平素より農業農村整備事業、特に「国営農業水利事業「山海葛丸地区」の推進に多大なるご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、農業農村整備事業関係予算について申し上げます。依然として厳しい財政状況のなかにあつて、令和七年度補正予算と令和八年度当初を合わせ、全国で六、九四二億円（対前年比約一〇七％）の予算が確保されました。これは、土地改良区をはじめとする地元関係者の皆様方による粘り強い要請活動の成果であると、農林水産

省からも伺っております。この場をお借りして、改めて深く感謝申し上げます。

国営農業水利事業「山海葛丸地区」につきましては、令和八年度で着工から三年目を迎えますが、地元関係者の皆様方のご尽力により、令和七年度補正予算と令和八年度当初予算を合わせて一二億四千万円と、前年度の二倍を超える予算を確保することができました。あわせて、事業所の体制につきましても、職員数が昨年度の十一名から十四名に増員され、組織体制も工事課を「工事第一課」と「工事第二課」の二課体制に拡充するなど、執行体制の強化が図られております。これにより、昨年度から着手している山海ダム小水力発電施設の製作据付工事を着実に推進するとともに、稲荷頭首工をはじめとした老朽化した農業水利施設の改修工事、さらには工事実施に必要となる設計業務等を本格的に進めてまいります。引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

五月には「食料・農業・農村基本法」が制定以来四半世紀ぶりに改正され、令和七年四月には新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。農村地域における人口減少・高齢化は極めて急速に進行しており、先般公表された令和七年（二〇二五年）農業センサスによれば、基幹的農業従事者数は、平成十二年（二〇〇〇年）の二四〇万人から令和七年には約一〇二万人へと、この二十五年度で大幅に減少しております。加えて、この直近五年間だけを見ても約三十四万人（約二十五％）の減少となっており、今後令和三十二年（二〇五〇年）には三十万人台まで減少するとの予測も示されています。

このような厳しい状況の中で、農業を将来にわたって持続的に発展させていくためには、スマート農業に対応した基盤整備や、農業水利施設を適切かつ戦略的に維持・更新していく取組が、これまで以上に重要となります。令和七年度から令和十一年度までの五年間は、「農業構造転換集中対策期間」と位置付けられ、新たな基本計画に基づき、農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化など、様々な施策が集中的に進められることとされています。ぜひ、これらの施策動向にもご注目いただき、地域に有効と考えられる取組がございましたら、積極的にご活用いただきとともに、制度に対するご意見・ご要望等がございましたら、事業所までお寄せいただければ幸いです。

また、地区内におきましては、国営関連事業として、農地整備事業が進められており、令和八年度からは、山海土地改良区を中心に、「連携管理保全計画（いわゆる水土里ビジョン）」の策定に向けた検討が開始されると伺っております。本事業所といたしましても、これらの取組と十分連携を図りながら地域の農業・農村の発展に資するよう、努めてまいります。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

結びに、山海土地改良区のみならずの発展と、組合員並びに役職員の皆様方のご健勝を心より祈念申し上げます。着任のご挨拶とさせていただきます。

令和七年度 通常総代会開催

令和八年三月十三日開催

令和七年度第二次補正予算
令和八年度予算他を決定

令和七年度通常総代会は、去る三月十三日（金）午前九時より当区二階会議室において開催されました。

総代理員五十名中、四十八名出席のもと、来賓に、東北農政局山王海葛丸農業水利事業所所長藤田新二郎様、盛岡農村整備室室長心得岩淵淳哉様、紫波町長鎌田千市様、花巻市長小原勝様（代理）山口農村林務課長）を迎え、八重樫康治一理事の開会宣言のあと、大沼義



議長を務めた八重樫正基総代理

広理事長の挨拶に続いて、来賓の方々からご祝辞をいただきました。

議長選出では、第八区（八幡地区）八重樫正基総代が選出され、議事録記名人には第二区（水分地区）高橋英充総代、第七区（石鳥谷地区）菅原季之総代が指名されて議事に入り、提出議案十八案件について審議の結果、いずれも原案のとおり満場により承認、可決確定され、午前十一時十分、阿部嘉一二番理事が閉会を宣しました。

〔審議決定された議案内容〕

- 第一号議案 山王海土地改良区 定款の一部改正について
- 第二号議案 山王海土地改良区 定款附属書役員選挙規程の廃止について
- 第三号議案 山王海土地改良区 定款附属書役員選任規程の設定について
- 第四号議案 山王海土地改良区 定款附属書総代理選挙規程の一部改正について

- 第五号議案 山王海土地改良区 規約の一部改正について
- 第六号議案 山王海土地改良区 役員、総代協議会規程の一部改正について
- 第七号議案 山王海土地改良区 管内農業用施設維持管理工事規程第六条二の規定による復旧工事の承認について
- 第八号議案 令和七年度事業資金の借入及び償還方法の変更について
- 第九号議案 令和七年度収入支出第二次補正予算について
- 第十号議案 賦課金の減免について
- 第十一号議案 規約第四十一条の規定による金銭預入先決定について
- 第十二号議案 経常賦課金の徴収について
- 第十三号議案 特別賦課金の徴収について
- 第十四号議案 令和八年度事業資金の借入及び償還方法について
- 第十五号議案 令和八年度収入支出予算について
- 第十六号議案 一時借入について
- 第十七号議案 令和八年度組合員資格喪失による決済額の決定について
- 第十八号議案 令和八年度県営事業工事費繰上償還金額の決定について

会議開催状況

令和七年十一月から
令和八年三月

〔役員、総代協議会〕

- ▽令和八年二月二十五日
- ・令和七年度通常総代会提出案件について 他二案件

〔理事会〕

- ▽令和七年十一月十四日
- ・換地評価委員（大瀬川地区）の委嘱について 他四案件
- ▽令和七年十二月十九日
- ・令和七年度維持管理事業の追加について 他五案件
- ▽令和八年一月十六日
- ・令和八年度基本計画並びに予算骨子（案）について 他七案件

- ▽令和八年二月十日
- ・令和八年度山王海ダム、葛丸ダム貯水計画（案）について 他八案件
- ▽令和八年三月四日
- ・令和七年度通常総代会提出案件について 他六案件
- ▽令和八年三月十八日
- ・職員人事について

〔監事会〕

- ▽令和七年十一月二十五日
- ・造林地監査
- ▽令和七年十二月十九日
- ・会計監査
- ▽令和八年一月二十九、三十日、二月二日
- ・会計監査
- ・総合監査
- ▽令和八年二月二十七日
- ・現場監査

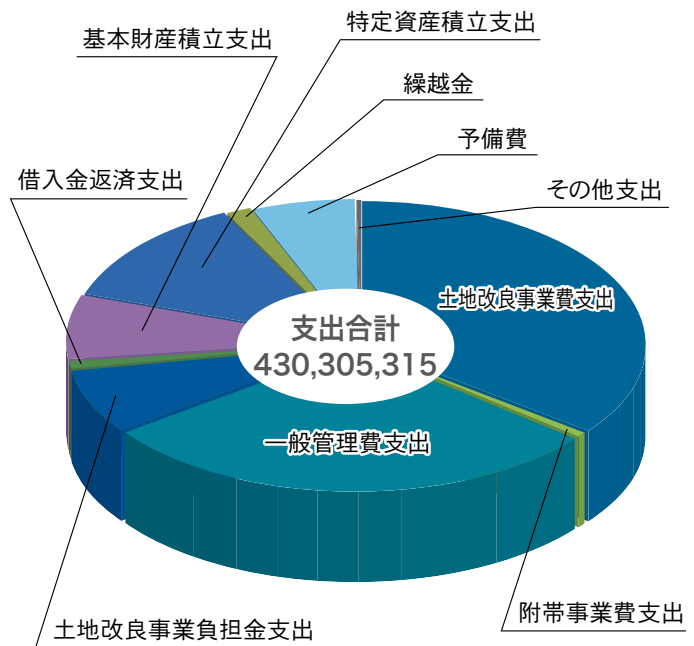
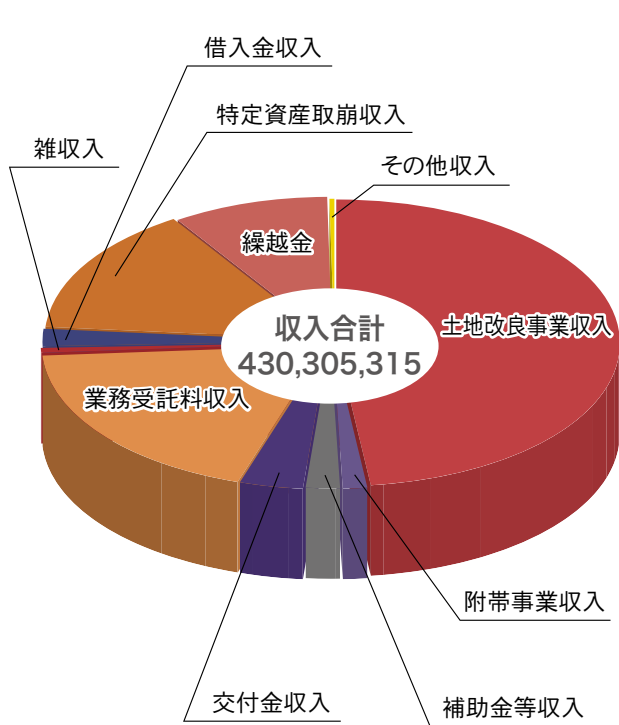
〔滞納金検討会〕

- ▽令和七年十一月十四日
- ▽令和八年三月四日

『理事改選』のしくみ

令和八年八月十九日任期満了に伴い、理事の改選が実施されます。
理事の決定方法は、推薦会議で推薦された者を、臨時総代会の議決により選任いたします。
理事の定数は八名（員内七名、員外女性一名）、任期は四年です。

令和8年度収入支出予算の概要



収入の部

款	本年度予算額	説明
土地改良事業収入	208,014,540	賦課金、決済金、特別賦課金等
附帯事業収入	5,600,355	他目的使用料、手数料、多面的組織等の業務受託料
補助金等収入	7,694,420	事業に係る市町からの助成金(基幹水、地域用水)
交付金収入	16,122,000	事業に係る交付金(適正化事業交付金他)
業務受託料収入	81,064,000	県からの業務受託料
雑収入	2,745,000	普通貯金利息、未収賦課金、過怠金、延滞利息
借入金収入	8,101,000	借入による収入
特定資産取崩収入	62,153,000	特定資産(定期貯金等)を取崩し得た収入
繰越金	38,500,000	前年度繰越金
その他収入	311,000	基本財産運用収入、特定資産運用収入、寄付金他
収入合計	430,305,315	

支出の部

(単位：円)

款	本年度予算額	説明
土地改良事業費支出	152,540,420	改良区施設に係る事業費、人件費、業務委託費、県受託業務費等
附帯事業費支出	1,595,000	多面的組織等の受託業務費
一般管理費支出	125,686,507	改良区運営費、事務所維持管理費に要する費用
土地改良事業負担金支出	31,548,079	県営事業分担金
借入金返済支出	2,752,024	公庫資金償還金等
基本財産積立支出	31,103,521	基本財産、施設更新積立を積み増すための支出
特定資産積立支出	52,844,813	特定資産(定期貯金)を積み増すための支出
繰越金	7,179,537	次年度繰越金
予備費	24,732,308	予備費
その他支出	323,106	固定資産取得支出、出資金、支払利息他
支出合計	430,305,315	

令和8年度 賦課金

会計区分	地区名	10アール当り金額(円)			
經常賦課金	經常賦課金	5,300			
	維持管理事業費(前年度事業の地元負担分)				
	石 仏 幹 線	840			
	片 寄 犬 淵	220			
	南 野 原 (石 鳥 谷)	230			
	高 水 寺	200			
	志 和 地 区 南 部	20			
特別賦課金	県 営 事 業				
	土 地 総 中 寺 林	<table border="1"> <tr> <td>一 般</td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td>暗 渠</td> <td>4,500</td> </tr> </table>	一 般	3,200	暗 渠
一 般	3,200				
暗 渠	4,500				

令和8年度 決済金

(令和8年度賦課金納入後適用)

会計区分	賦課区分・地区名	10アール当り金額(円)	
經常賦課金	維持管理事業決済金	178,100	
	県営事業分担金決済金	100	
	国県営造成施設等維持管理費決済金	33,800	
	合 計	212,000	
特別賦課金	土 地 総 中 寺 林	一 般	330
		暗 渠	2,530

令和8年度 県営事業繰上償還金

(令和8年度賦課金納入後適用)

地区名	10アール当り金額(円)				
土 地 総 中 寺 林	<table border="1"> <tr> <td>一 般</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>暗 渠</td> <td>2,530</td> </tr> </table>	一 般	330	暗 渠	2,530
一 般	330				
暗 渠	2,530				

納 入 期 限

前期 **4月30日(木)**
後期 **11月2日(月)**

◇ 口座振替期日

前期 **4月20日(月)** 後期 **10月19日(月)**

決済金の支払い

次のような場合、土地改良区からの受益地から除外する手続きと決済金の支払が必要になります。

- ・農地を宅地等に転用する場合(農業振興地域を除く)
- ・農地を公共事業用地として転用した場合(道路・河川・水路等)

手続き及び決済金を納めない場合は、その土地に継続して賦課されます。

改良区からのお知らせ

公共機関(市町・農業委員会・法務局等)や農協で手続きを行っている場合でも、当土地改良区への届出がなければ各台帳の修正及び変更はされませんので、手続きをお願いします。

担当窓口 会計賦課徴収係

《組合員に関する事項》

- 耕作地の異動(売買・交換・賃貸借契約及び解約)
- 組合員が死亡又は経営移譲
- 組合員の住所、振替口座等の変更

《農地転用に関する事項》

- 農地を宅地等へ転用
 - 公共用地(道路等)買収による転用
- ※「**決済金**」の納付が必要です

担当窓口 管 理 係

《他目的使用に関する事項》

- 雨水排水や合併浄化槽処理水の放流
- 土地改良施設を出入口等で他目的に使用等

賦課金納入の公平性を確保するため、長期滞納者に対し、滞納処分を執行しております。納入期限を過ぎた場合、年率14.6%の延滞利息、督促状が発送されると督促手数料が加算されます。

度重なる催促に応じない組合員に対してはやむを得ず、財産の差押、財産の公売等の滞納処分が執行(土地改良法第39条)されますので、賦課金の納入が難しい方は、当区へご相談ください。



注意

改良区受益地内の農地を賃貸借・売買等(競争落札による取得も含む)により異動する際、土地改良法第43条1項(権利義務の承継及び決済)の規定により、**新たにその土地を取得した方に義務権利が継承され、滞納賦課金の支払義務を負うこととなります。**後にトラブルが発生しないよう、対象地における滞納賦課金の有無を必ず土地改良区で確認し、**当事者間で滞納金を清算してから**賃貸借契約又は売買契約の手続きをするようお願いいたします。



令和8年度 土地改良事業

《基幹水利施設管理事業》

単位：円

区分	地区名	工期	事業内容	事業費
県営	山王海地区	H8～	山王海ダム、葛丸ダム、稻荷頭首工、葛丸頭首工の施設管理費等	64,704,000

《維持管理適正化事業》

単位：円

工事名	事業内容	事業費
第48期生 下越田揚水機整備補修工事	主ポンプφ150更新 1基、制御盤整備補修 1式	6,300,000

施設点検用水について

下記期間において施設点検用水を使用して、幹線水路、末端水路、パイプラインの土砂除去、掃流、点検調査、復旧を実施する予定です。

- 4月上旬～4月中旬 頭首工～幹線～各組合管内通水
- 4月中旬～4月下旬 充水、点検、復旧、通水確認

➡ **4月26日本配水**

※ 4月26日以降でない、農業用水は使用できませんのでご注意ください。

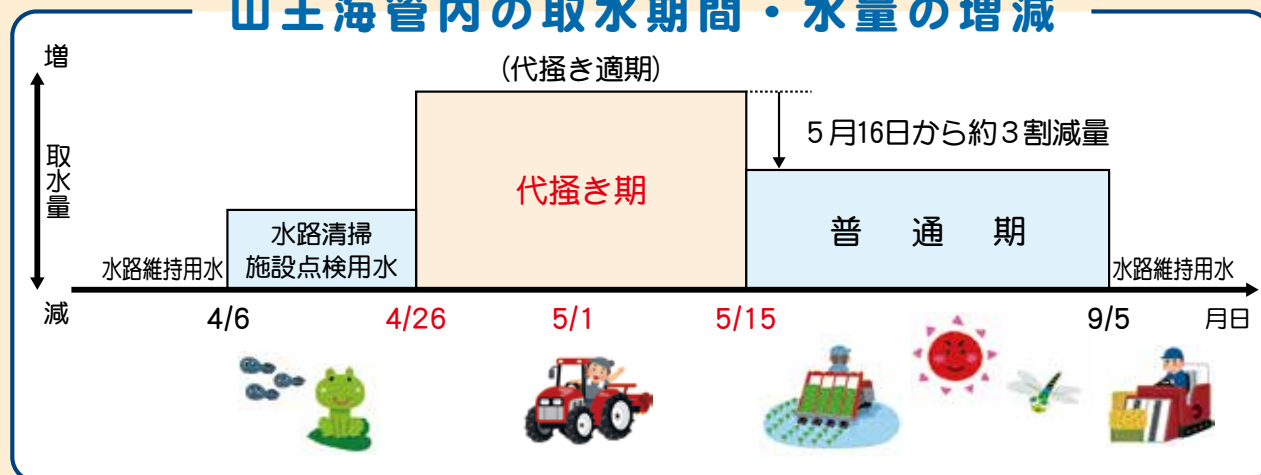
代掻き作業時期の徹底について

農業用水は河川管理者（国土交通省）から許可された水利権により、各施設の取水量や期間等が定められて取水しております。

取水量が約3割減量となる、5月16日以降に代掻き作業と田植え作業が重複しますと水量不足が生じます。

稲作の作業計画では、取水量の多い**4月26日～5月15日**までの期間に代掻き作業を完了するようお願いいたします。

山王海管内の取水期間・水量の増減



山王海土地改良区 ダム取水計画

取水計画はダムからの取水の基準として、代掻用水、普通用水に大別し、4月26日から9月5日まで各水系別、分土工毎の面積割合に応じ配水します。配水期間中は、貯水状況、水稻の生育状況により用水量と期間の調整をするとともに水利調整組合と連携し、組合員に周知、指導を図りながら用水の有効利用に努めます。

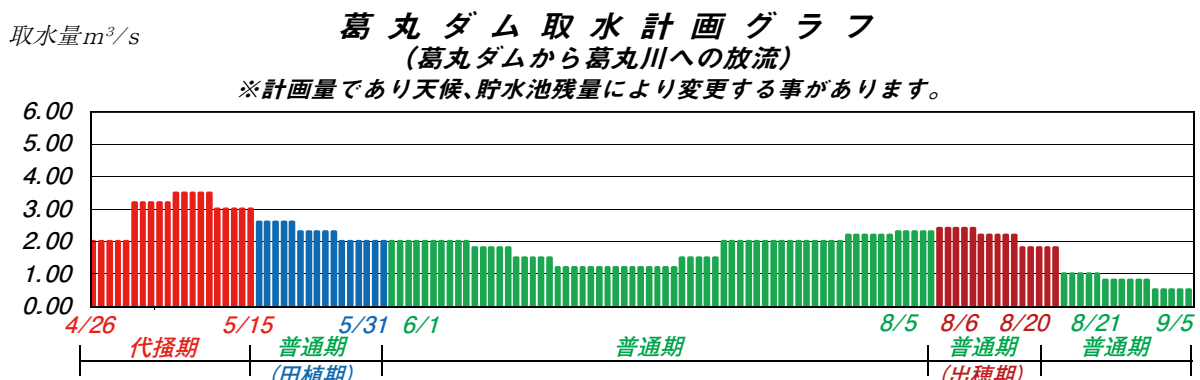
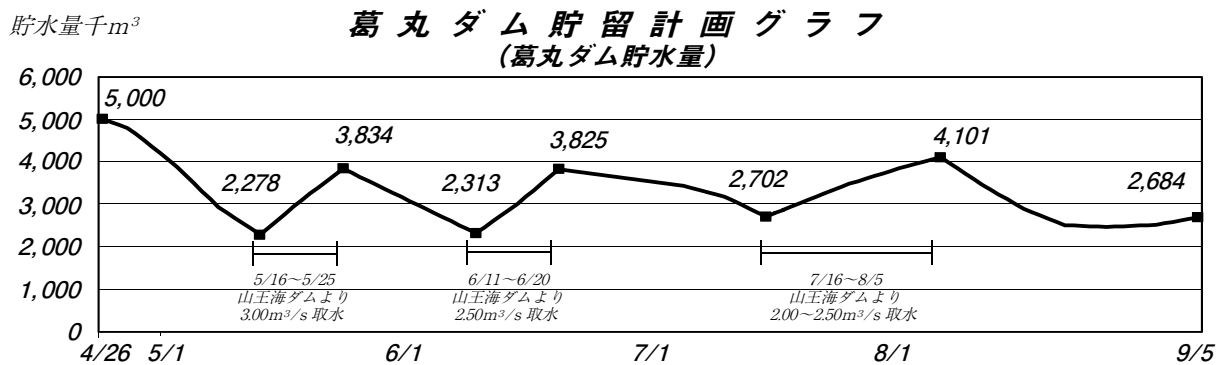
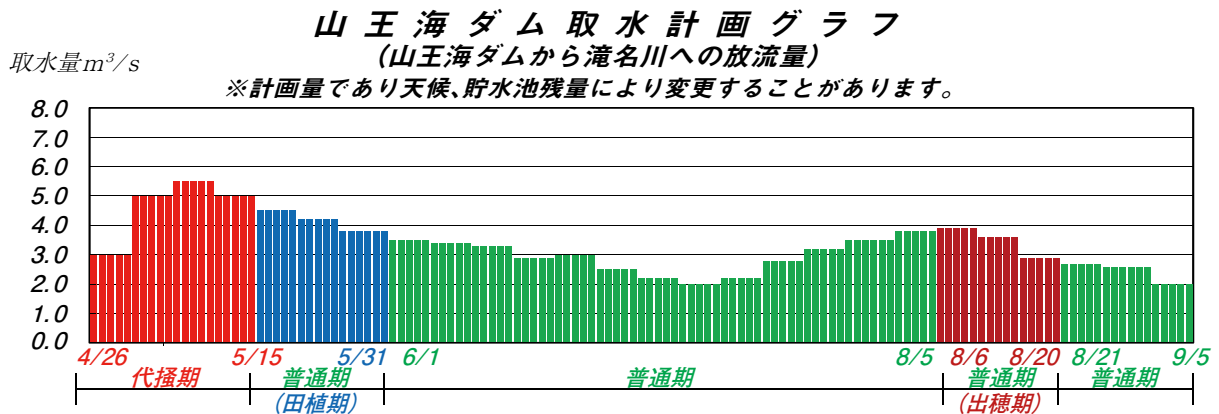
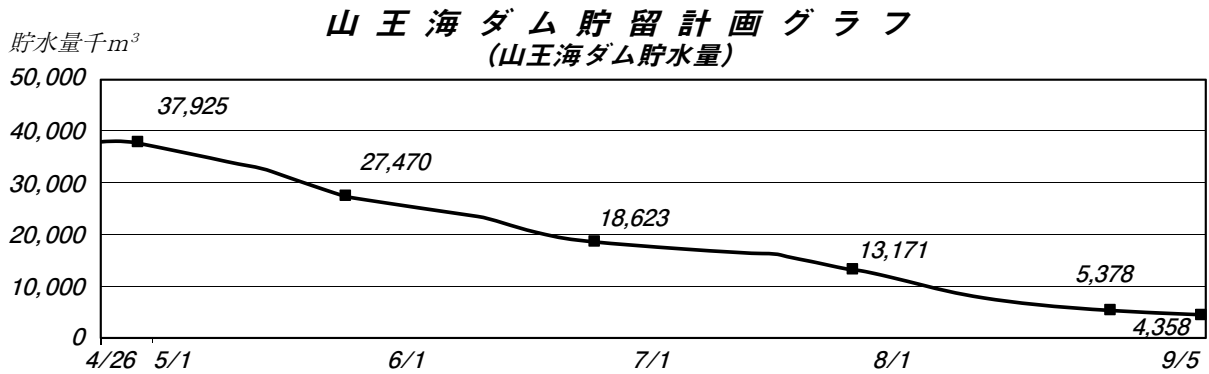
但し、かんばつ時、その他緊急対策に係る大規模な取水量、取水期間の調整が必要な場合は、水利調整組合長会議の決定に基づき実施致します。

中干し期間の 設定について

【期間：令和8年7月1日(水)～7月20日(月)頃まで】

取水量を減らしますので、ご協力をお願いいたします。

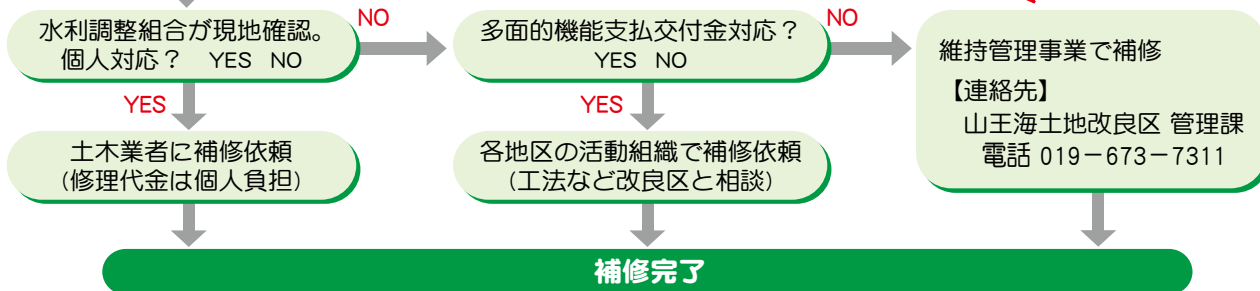
※天候状況に応じて期間を変更する場合があります。



パイプライン・給水栓・空気弁等の
破損事故、ゴミ詰まり発生！

下表の水利調整組合に連絡

パイプラインの事故が 発生したら!!



※かんがい期間 4月26日～9月5日

組合名	組合長名	電話番号	組合名	組合長名	電話番号
北幹線	鷹木 嘉孝	019-673-6483	志和地区南部	熊谷 和男	019-673-6733
稻荷幹線	弥勒地 忠義	019-673-6173	作の沢	菅原 敏幸	0198-45-5058
宮手稻藤地区	西在家 民夫	019-673-6137	片寄犬淵	細川 利明	019-673-7352
高水寺	渡邊 幸一	019-673-6877	南野原(石鳥谷)	佐々木 健一	0198-45-2849
野沢	築田 正則	019-672-2086	葛丸上堰	鎌田 定夫	0198-45-5530
中央幹線	鎌田 眞逸	019-672-3614	大北	八重樫 睦	0198-45-5528
平沢	佐藤 正浩	019-676-5455	山王海大興寺	熊谷 幸作	0198-45-5606
中央幹線赤石	高橋 勝男	019-676-5346	上台南寺	鎌田 勝幸	0198-45-2428
南幹線上流部	阿部 淳一	019-673-6585	石仏幹線	古舘 俊一	0198-45-3280

令和8年度 水門、水路監視人

適正な配水管理と水利・水路状況報告等にあたらせるため、水門、水路監視人を配置し、配水管理に万全を期します。
(雇用期間：令和8年4月20日～同年8月25日)

区分	施設名	監視区域
第1区	水門	稻荷頭首工～分水槽～稻荷小分水
第2区	南幹線	弥勒地分水～大沢分水
第3区	葛丸幹線	葛丸頭首工～開拓分水～大瀬川分水、葛丸一の留～小屋場分水
第4区	南幹線	大瀬川分水～上台分水槽、石仏頭首工
第5区	北幹線	北幹線分水～滝花分水
第6区	稻荷幹線	配水槽1号～5号、沢内川取水～両互
第7区	中央幹線	中央頭首工～赤石分水

用水管理のお願い

限られた用水を公平に使用するために、各地域内で関係者が協力し合い配水調整を行うとともに、これまで以上に一人一人が細やかな用水利用と節水に努めていただきますようお願いいたします。

特に、公平な配水を実施するため、給水栓によるかけ流しは用水不足の原因になりますので、お止め下さい。

※水利調整組合長や組合役員が給水栓の水量を調整する場合があります。

土地改良区管理施設へ

ゴミを捨てないで下さい!!!

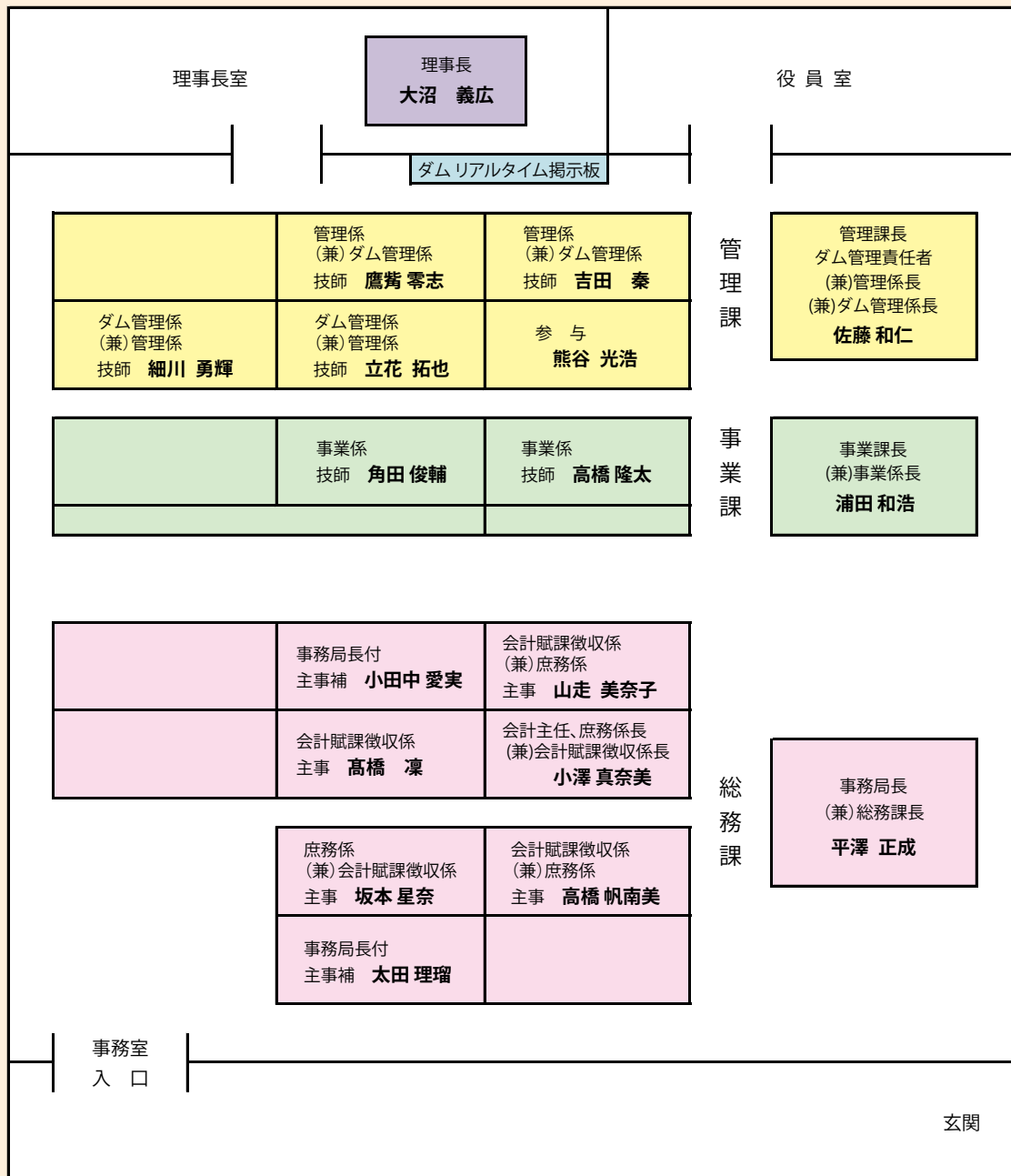
土地改良区の農業用施設は組合員の大切な財産です。

刈取り後の草や、ゴミを水路に流すと水路の流れが悪くなり水路が溢れたり、施設の破損や近隣地が浸水する原因になります。



令和8年度 山王海土地改良区 職員体制

【配置図】



【新採用職員紹介】



事務局長付
小田中 愛実
(紫波町上平沢)



事務局長付
太田 理瑠
(花巻市二枚橋)

発行者 **水土里ネット山王海（山王海土地改良区）**

〒028-3441 岩手県紫波郡紫波町上平沢字川原田15番地
TEL : 019-673-7311 FAX : 019-673-7360
メール : heian@sannoukai.jp HP : http://www.sannoukai.jp

